

## 海外年金（ドイツ・オーストラリア）の紹介と日本への示唆

みずほ信託銀行 日下部健児君

三菱UFJ信託銀行 菅谷和宏氏

進行役 それでは、セッションCの3を開始します。セッションCの3では、海外の私的年金制度として、ドイツのリースター年金とオーストラリアのスーパーアニュエーションについて、みずほ信託銀行の日下部健児さんと、三菱UFJ信託銀行の菅谷和宏様のお二人から発表いただきます。どこの国でも、多かれ少なかれ公的年金を私的年金が補完するという構図があるかと思えますけれども、ドイツのリースター年金やオーストラリアのスーパーアニュエーションは、制度の普及を促すため、税制面の優遇だけでなく、政府が助成金を出すところまで踏み込んでいます。導入の背景なども含めて、二つの国の私的年金制度の理解を深め、日本への示唆が得られることを期待します。

前半は、みずほ信託銀行の日下部さんに、ドイツのリースター年金について、日本への示唆も含めて発表いただきます。後半は、三菱UFJ信託銀行の菅谷様から、オーストラリアのスーパーアニュエーションの解説に加えて、ドイツのリースター年金も含めて、日本への示唆についてご紹介いただきます。なお、菅谷様は、年金に関する調査研究活動などをされていらっしゃる、日本年金学会の会員にも名を連ねていらっしゃいます。いろいろな場で講演や執筆活動をなさっているので、お名前を聞いたことがある方も多いのではないのでしょうか。

それでは、まずドイツのリースター年金について、日下部さん、よろしくお願いいたします。



アクチュアリー会年次大会

2020年11月6日

### ドイツにおけるリースター年金について

日下部 健児

みずほ信託銀行

kenji.kusakabe@mizuhotb.co.jp

本発表は発表者個人の意見・見解であり所属団体とは一切関係ありません。

1

日下部 ご紹介いただきました日下部です。私からは、ドイツの私的年金の一つであるリースター年金のご紹介をさせていただいて、何か感じ取ってもらえたらと思います。最後に、日本における私的年金普及の観点で私案を述べさせていただきます。

## 目次

1. ドイツの年金制度概要
2. リースター年金導入の背景
3. 主な仕組み
4. 手厚い補助
5. リースター年金の現状
6. 2018年年金改革
7. 年金改革の動向
8. 日本への示唆
9. 私的年金普及の仕掛け

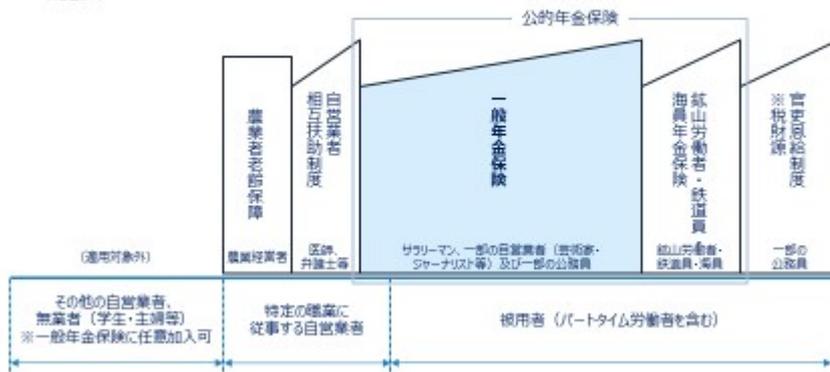
2

こちらが本日の目次です。リースター年金の概要や加入者数などの現状、それから直近の議論の動向についてご説明します。

## 1. ドイツの年金制度概要

- 社会保険方式の所得比例年金制度が職種ごとに分立している。

### ■ 概念図



出所：厚生労働省HP等より作成

3

初めに、ドイツの年金制度について見ていきます。ドイツの社会保障制度ですが、世界で最初に社会保険を制度化したビスマルクの医療保険法、労災保険法、年金保険法に端を発します。現在では、年金保険、医療保険および介護保険、児童手当、社会扶助等の制度が存在しています。

ドイツの社会保険制度の特徴としては、つぎのようなものがあります。まず、被用者保険と

して創設されたこと。それから、カバーすべきリスクに応じて制度が分立していること。それから、当事者自治の原則に従って組織された独立した運営主体によって実施されていること。そして、財政は税財源ではなく、大部分が保険料によって賄われていること。給付は負担した保険料との対応関係になっていることが挙げられます。

この図のように、社会保険方式の所得比例年金制度が職種ごとに分立しています。ドイツで公的年金保険というと、一般年金保険と鉱山労働者・鉄道員・海員年金保険のことを指しています。公的年金保険は、被用者を被保険者とすることを基本としており、無業者などは加入義務がありません。ただし、一般年金保険に任意で加入することが可能になっています。

## 1. ドイツの年金制度概要（2）

### ■ 制度の概要〈一般年金保険〉

被保険者	サラリーマン、一部の自営業者（芸術家・ジャーナリスト等の特定の職種グループ）及び一部の公務員 ※社会保険へ加入義務のない16歳以上の者は、任意加入可能
保険料率 (2020年)	被用者：18.6%（男：9.3%、女：9.3%）、自営業者：18.6% ※被用者の所得が月450ユーロ（約5.9万円）以下の場合、男：3.6%（申請により加入義務免除）、女：15% 月450ユーロ～850ユーロ（約11.1万円）以下の場合、男：所得に応じて軽減、女：9.3%
支給開始年齢 (2020年)	65歳9か月（2029年までに67歳に引上げ予定） ※63歳から繰上げ支給（35年以上の被保険者期間を有する場合等）、年齢上限なく繰下げ支給可能。
最低加入期間	5年
財政方式	賦課方式
国庫負担（2018年）	給付費（鉱山労働者・鉄道員・海員年金保険等に係る分を含む）の約24% 財源は、一般財源、付加価値税、環境税
老齢年金額の算定式	$\text{個人報酬点数}^{(※1)} \times \text{年金種別係数}^{(※2)} \times \text{年金現在価値}^{(※3)}$ （円額） ※1 個人報酬点数：個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として各年毎に算定した額を全被保険者期間を通じて合算した点数。 ※2 年金種別係数：年金の保障目的に応じて年金の種類別に定められた係数。（老齢年金の場合は1.0） ※3 年金現在価値：全被保険者の平均報酬額に相当する保険料を1年間提出したときに受給できる老齢年金月額に相当（個人報酬点数1点あたりの価値）、所得の伸び率や保険料納付者数に対する年金に受給者数の比率の変化（持続可能係数）等に応じて毎年スライドする。2020年7月時点、旧西独地域は34.19ユーロ（約4,100円）、旧東独地域は33.23ユーロ（約4,000円）。

出所：厚生労働省HP等より作成

4

この「一般年金保険」について、少し詳しく見ていきます。被保険者は、サラリーマン、一部の自営業者、一部の公務員が主な対象です。保険料率は、被用者であれば18.6%を労使折半、自営業者は18.6%となっています。また、被用者の所得に応じて軽減措置があります。支給開始年齢は、2020年現在、65歳9か月となっており、2029年までに67歳に引き上げる予定となっています。また、35年以上の被保険者期間を有するなどの条件付きで、63歳から繰上げ受給が可能となっています。

財政方式は、賦課方式で、給付費の約24%が国庫負担により賄われています。年金額は、報酬に比例しており、給付算定式は、個人報酬点数×年金種別係数×年金現在価値で示されます。個人報酬点数は、就業活動の中で獲得した報酬点数が基礎となっています。年金種別係数は、老齢年金であれば1.0となります。年金現在価値には、現役世代に対する年金受給者の比率を加味して算定される「持続性係数」と、リースター年金の導入によって公的年金給付が代替されることを考慮した一定率および保険料率の増減を加味して算定される「リースター係数」が用いられます。このため、現役世代の保険料負担が増大する場合や、現役世代に対する受給者の比率が増大する場合には、年金額の改定は抑制されることとなります。ただし、算定結果がマイナス改定となる場合は、保護条項により据え置かれ、将来のプラス改定時にキャリ

ーオーバーで調整することとなっています。

## 1. ドイツの年金制度概要（3）

### ■ 沿革

1891年	労働者年金保険制度発足
1913年	職員年金保険制度発足
1957年	年金額の費金スライド制導入 等
1972年	・自営業者及び専業主婦等に対する任意加入制度の導入 ・支給開始年齢の弾力化（35年以上の保険期間を有する場合、老齢年金を63歳から支給可能とする 等） 等
1992年	支給開始年齢を原則65歳とするなど、特別により65歳以前で年金を受給開始する場合の減額率を設定 等
2001年	保険料率引上げへの上限設定と給付水準の引下げ 等
2004年	年金持続法制定 ・年金給付額の算定に用いる「持続可能係数」（年金受給者数と保険料納付者数の比率の変化を年金額に反映させる機能）の導入 ・給付水準確保条項の設置（所得代替率が2020年までに46%を、2030年までに43%を下回らないこととする） 等
2005年	一般年金制度発足（職員年金保険と労働者年金保険が統合）
2007年	年金保険支給開始年齢段階法制定 ・2029年までに支給開始年齢を65歳から67歳へ段階的に引上げ ・特別長期被保険者に対する老齢年金（45年以上保険料を納付した者は65歳から減額なしに老齢年金受給可能）の導入 等
2014年	特別長期被保険者に対する老齢年金の支給開始年齢を63歳に引下げ 等
2016年	フレキシ年金法制定（定年後も継続就業した場合、将来の年金額を増額 等）
2017年	東西ドイツで異なる年金現在価値を2024年までに段階的に統一 等

出所：厚生労働省HPより作成

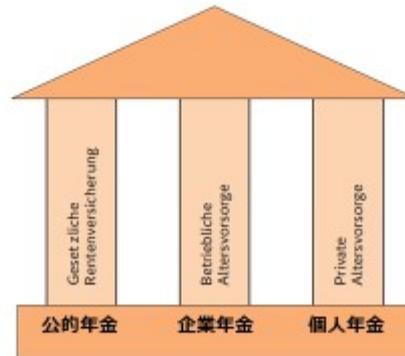
5

沿革はこちらのとおりです。1891年に労働者年金保険、1913年に職員年金保険が発足し、以後、公的年金保険として発展してきました。1972年の年金改革では、自営業者および専業主婦等に対する任意加入制度の導入、支給開始年齢の弾力化等が図られましたが、この改正以後、石油危機に起因する経済不況や少子高齢化の進展等により、社会保障費用抑制政策が強化されていくこととなります。少子高齢化の進展により深刻化した年金財政難を克服し、長期的に安定した制度への改正を目的として、支給開始年齢を原則65歳とするといった改革が1992年に実施されました。また、東ドイツを西ドイツに吸収する形で、公的年金保険制度における東西統合が図られることとなりました。

2000年の選挙では年金改革については是非が問われ、2001年には保険料率引上げへの上限設定と給付水準の引下げが実施されました。同時に、リースター年金の導入や企業年金改革も行われています。しかしこの改革の見通しが甘く、すぐさま2004年にさらなる改正が必要となりました。2007年には、支給開始年齢の段階的引き上げることが定められ、2012年から2029年にかけて引き上げられており、現在はその最中にあります。近年では、就業生活から引退生活への柔軟な移行を図るため、フレキシ年金の導入などが実施されています。

## 2. リースター年金導入の背景（1）

- ドイツの年金は、公的年金、企業年金、個人年金の3つの柱からなっている。
- 公的年金の財政運営は賦課方式が採用されており、保険料収入と国庫補助により支出を賄っている。収入合計に対して、約76%が保険料収入、約24%が国庫補助となっている（2018年）。



出所：ドイツ連邦社会保障省（BMAS）HPより作成

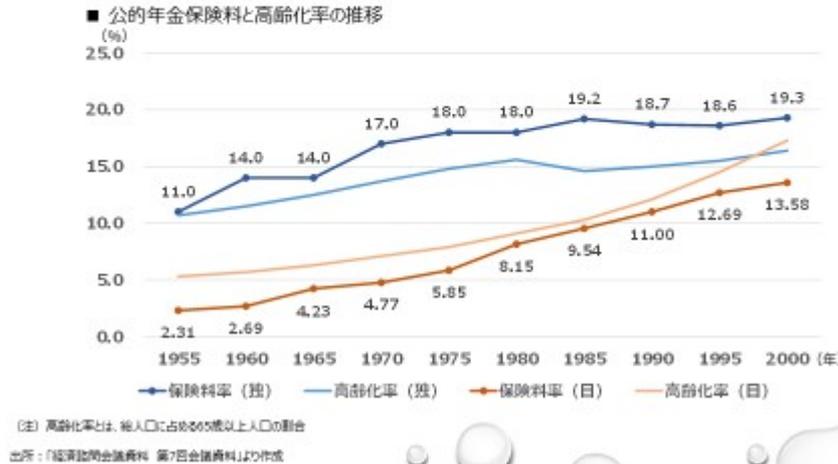
6

ここから、リースター年金の導入の背景について見ていきたいと思います。ドイツでは、老齢時の所得保障に関して、公的年金、企業年金、個人年金の3つの柱で構成される「3本柱理論」と呼ばれる考え方が定着しています。公的年金を第1の柱、企業年金・個人年金を第2第3の柱として、3つの柱によって老後の生活を支えるとする考え方です。ただ実際には、公的年金制度の比重が非常に大きいものとなっています。

しかし近年、少子高齢化等の影響を受け、老齢時の所得保障における公的年金の役割を縮減しつつ、縮減した部分については企業年金や個人年金によって補完することができるように、自助努力を推進する施策が実施されています。

## 2. リースター年金導入の背景（2）

- 高齢化には社会保険料率の引上げで対応してきたが、1990年代後半に、保険料率上昇の抑制が検討されるようになり、これに伴う給付水準の低下には、私的年金の拡充で対応することとされた。



このグラフは、2000年までのドイツの保険料率と高齢化率に、参考に日本の数値をのせたものです。両国とも、少子高齢化の進展と社会保障費用の増大という課題が共通していると思います。かつてドイツも高齢化には社会保険料率の引上げで対応してきましたが、労使折半である保険料率が20%付近まで上昇した1990年代後半に、保険料率上昇の抑制が検討されるようになり、これに伴う給付水準の低下には、私的年金の拡充で対応することとされました。

その結果、2001年改革により、公的年金を補完する任意加入の企業・個人年金として導入されたのがリースター年金です。なお、当初議論では強制加入の制度として検討されていましたが、企業からの反対が強く、任意加入の制度とされました。リースター年金は個人型の私的年金として知られていますが、企業型として実施することも可能となっています。ただし、企業型は個人型のような助成金がないためほとんど普及していません。

## 2. リースター年金導入の背景（3）

- 公的年金に加入する被用者とその配偶者が主な対象（どちらかが公的年金に加入していれば配偶者名義の口座開設が可能）として、リースター年金が2001年に導入された。
- なお、自営業者を対象とした私的年金として、リールップ年金が2005年に導入されている。こちらは助成金や元本保証の仕組みはない。

### ■ 就労形態と社会保険の適用について

就労形態		社会保険の適用	
被用者	通常の就労形態	義務あり	
	非典型的な就労形態	僅少労働でない	義務あり
		僅少労働	義務なし ※年金保険のみ原則適用
自営業者		義務なし (一部の者を除く)	

出所：労働社「社会保険改革」（社本誌）より作成

8

リースター年金の適用範囲は、公的年金に加入する被用者とその配偶者が主な対象となっており、どちらかが公的年金に加入していれば配偶者名義の口座開設が可能になっています。リースター年金は個人の私的年金といっても、日本の iDeCo のように全国民を対象としている訳ではなく、あくまで被用者を対象とした制度になっています。なお、被用者であっても「ミニジョブ」とよばれる僅少労働に該当する場合には、当初は社会保険への加入義務が免除されていましたが、2013年の改正により年金保険のみ原則適用されることとなっています。

自営業者は一部の者を除いて社会保険の適用対象ではないため、リースター年金の対象ではありません。代わりにリールップ年金が2005年に導入されていますが、こちらは助成金や元本保証の仕組みはない制度となっています。

### 3. 主な仕組み（1）

- リースター年金と認定される（リースター助成金を受ける）ためには、終身年金を保証すること、支給開始は62歳以降であること、支給開始時点の元本を保証することなど、高齢期の所得保障に資する年金プランである必要がある。

#### ■ 主な要件

	主な要件
支給開始時期	62歳以上（公的年金支給開始年齢引上げに連動）
給付の種類	終身年金を保証すること 障害年金・遺族年金を付加可能であること
最低保証	支給開始時点において、掛金拠出元本累計（手当含む）を保証すること
その他	拠出の中断、移行のための解約が可能であること 積立金は差押さえ等から保護されること 投資リスク等の適切な開示がなされること

出所：第17回社会保険審議会年金部会資料Eよりドイツ連邦社会保険者  
(EMAS)HP等より作成

9

リースター年金の主な要件を見ていきます。民間企業が販売する個人年金保険商品が、リースター年金と認定されるためには、一定の要件を満たす必要があります。支給開始時期は、62歳以上とすること。これは公的年金の支給開始年齢引き上げに連動するものとされています。給付の種類は、終身年金を保証すること。障害年金・遺族年金を付加可能であることがあります。最低保証として、支給開始時点において、掛金拠出元本累計を保証することとされています。その他、拠出の中断、移行のための解約が可能であること、差し押さえ等から保護されること、投資リスク等の適切な開示がなされることなどが挙げられています。これらの要件を満たした年金保険商品を、リースター年金と言ったり、リースター適格商品、リースター助成のある年金保険と言ったりするようです。

### 3. 主な仕組み（2）

- 年金プランの型は以下の4つ。2019年4月時点で、50社以上の金融機関が販売している。

#### ■ 主な商品のタイプ

プラン	概要
個人年金保険型	通常、利回りが保証されており利益配当の可能性のある商品。若年層に適しているとされる。
銀行貯蓄型	投資リスクが極めて小さく、期待収益も小さい。高年齢層に適しているとされる。
投資信託型	投資ファンドによってリスクが異なるが、通常、ハイリスク・ハイリターンである。ただし、支払開始時点で元本は保証されている。
住宅リースター型	持ち家取得が支援される自助努力の一形態として2008年に導入された。対象となる住宅には一定の規制がある。

出所：ドイツ連邦社会保険省（BMAS）HPより作成

10

年金商品の類型はこちらの4つの分類があります。現在では50社以上の金融機関が販売しているようです。個人年金保険型、銀行貯蓄型、投資信託型、住宅リースター型と、分類がなされていますが、元本保証の制約があるため、大きな違いが出しにくいようです。

### 3. 主な仕組み（3）

- リースター年金やリュールップ年金の税務上の原則的取扱いは、EET型となっている。

#### ■ 税務上の取扱い

		リースター年金	リュールップ年金
税務上の原則的取扱い	拠出時	非課税	
	運用時	非課税	
	給付時	課税	
拠出時の課税	所得控除 (上限2,100ユーロ(27万円) ※私住補助金(175ユーロ(2万円) + 子一人あたり300ユーロ(4万円) ※別項参照) 拠出金は公的年金権限加入対象者のみ	所得控除 (拠出額の69%までの上乗率) ※公的年金と同様(上限121,368ユーロ(276万円))	
未使用枠の繰越し	繰越不可		
給付時の課税		課税	給付額の78%に対して課税
		全ての課税対象給付額を合算したのちに、102ユーロ(1万円)の控除あり	
中途引出し	不可		
一時給付金の可否	30%までは可 ※総合課税。自宅修繕等用途が限定	不可	

出所：「政府税制調査会海外調査報告（令19-4）」より作成

11

次に、税制優遇について見ておきます。リースター年金の税務上の原則的取扱いは、いわゆるEET型となっています。拠出時は非課税であり未使用枠の繰越しは不可。運用時は非課税であり、中途引出しは不可、給付時に課税されます。所得控除の方法に特徴があり、支給される補助金に応じて控除額が変動する仕組みになっています。給付については、年金が原則ですが、自宅修繕等の用途に限定して、30%までは一時金給付が可能となっています。

### 3. 主な仕組み（4）

- 公的年金の水準は低下していく見込みであるが、リースター年金を含めることで水準を維持できる見通しであることを公表している。



出所：「Rentenversicherungsbericht 2018」より作成

このグラフは、公的年金の給付水準と、リースター年金の給付水準の見込みを表しています。公的年金の財政検証結果の中で、任意制度のリースター年金を含めて表示していることが特徴的だと思います。2010年ごろは、給付水準が50%程度となっていますが、その後、公的年金の水準は低下していく見込みになっています。これにリースター年金を含めることで水準を維持できる見通しとなっています。リースター年金は任意の制度ですが、リースター係数を通して、公的年金の給付水準調整に組み込まれているという特徴があります。

### 4. 手厚い補助（1）

- 基本手当、児童手当は、制度発足当初より引上げられている。
- ドイツでは国の制度全般において子育て支援が手厚いと言われている。児童手当や児童所得控除、二分二乗制度等が税制に組み込まれているのはその一例であり、税制とは別に家族への支援も存在するようである。

■ 基本手当・児童手当と所得控除の上限額 (単位：ユーロ)

	基本手当	児童手当	所得控除の上限額
2002～2003年	38	46	525
2004～2005年	76	92	1,050
2006～2007年	114	138	1,575
2008～2017年	154	2007年前生まれ 185 2008年後生まれ 300	2,100
2018年以降	175		

出所：ドイツ連邦社会保障省 (BMAS) HPより作成

リースター年金の魅力の一つである助成金について見ていきます。この表は、基本手当・児

童手当と所得控除の上限額を表しています。助成の方法は、助成金の支給と所得控除の2種類があり、いずれか有利な方が適用されることとなっています。この所得控除の上限は、公的年金における所得代替率の引下げの埋め合わせという考え方に基づいて設定されているとのことです。基本手当、児童手当は、制度発足当初より引上げられています。

このように低所得者に対しては手当による助成、高所得者に対しては所得控除によって加入を推進しています。また、口座開設時に別途200ユーロの助成があります。ドイツでは国の制度全般において子育て支援が手厚いと言われており、リースター助成金もその一つです。この他に、児童所得控除が存在することや、二分二乗制度が組み込まれていること、税制とは別に家族へ手当が存在するなど非常に手厚くなっています。このような取組が、近年の出生率改善の一因となっているという意見もあります。

## 4. 手厚い補助(2)

■ 年間拠出額と政府助成のモデルケース

(単位:ユーロ)

	前年度年収	基本手当	児童手当	本人拠出	①合計貯蓄	所得控除	②政府助成 (手当+所得控除)	政府助成割合 (②÷①)
シングル、子供なし	5,500	175		60	235		175	74%
	15,000	175		425	600		175	29%
	25,000	175		825	1,000	91	266	27%
	40,000	175		1,425	1,600	346	521	33%
	50,000	175		1,825	2,000	554	729	36%
	75,000	175		1,925	2,100	746	921	44%
夫婦、子供なし	5,500	350		120	470		350	74%
	15,000	350		310	660		350	53%
	25,000	350		710	1,060		350	33%
	40,000	350		1,310	1,660	61	411	25%
	50,000	350		1,710	2,060	205	555	27%
	75,000	350		1,810	2,160	346	696	32%
夫婦、子供一人 (2008年以降生まれ)	5,500	350	300	120	770		650	84%
	15,000	350	300	120	770		650	84%
	25,000	350	300	410	1,060		650	61%
	40,000	350	300	1,010	1,660		650	39%
	50,000	350	300	1,410	2,060		650	32%
	75,000	350	300	1,510	2,160	12	662	31%

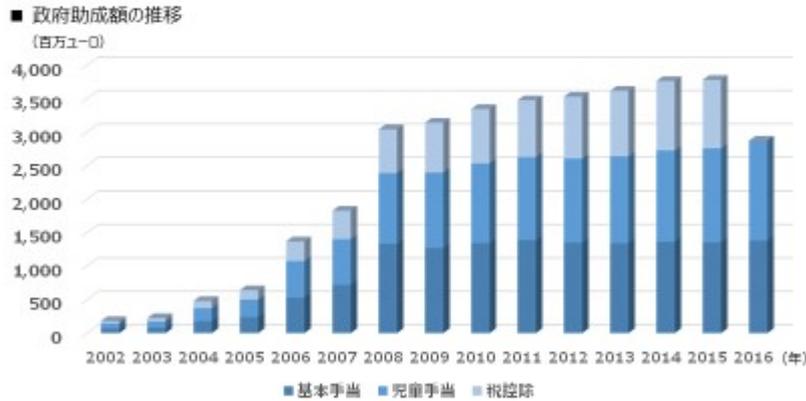
出所:ドイツ保険協会(GDV)HP2019作成

14

この図表は、年金の本人拠出額と、政府助成のモデルケースです。ここでは、家族構成と年収に応じて、基本手当や児童手当が満額もらえるように本人拠出額が設定されています。これを見ると、年収が低い層では手当の割合が大きく、年収の高い層では所得控除の割合が大きくなっています。そして、手当と所得控除を合計したものを、政府助成と定義しています。いずれのモデルにおいても、ある程度の政府助成割合があり、特に年収の低い層においては70%を超える政府助成割合となっています。

## 4. 手厚い補助（3）

- 基本手当、児童手当、税控除を合わせた政府補助額は、3,500百万ユーロ（42億円 ※1ユーロ=120円換算）を超える水準となっている。



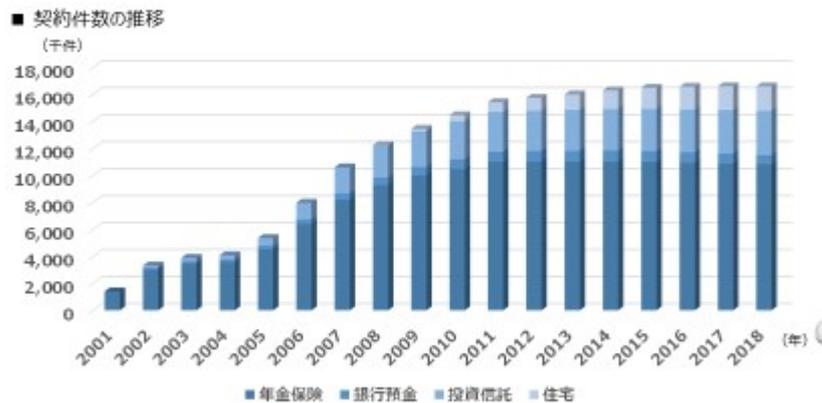
出所：「Entwicklung des Fördervolumens nach Form der Förderung - Befragte Jahre 2002 bis 2016」より作成

15

このグラフは、政府からの補助額の規模を表しています。おおむね 3,500 百万ユーロ、42 億円を超える水準となっています。

## 5. リースター年金の現状（1）

- 制度導入後、10年程度は順調に件数が伸びていたが、近年は頭打ちの傾向となっている。
- 住宅リースターを除くと、僅かながら減少傾向である。



出所：ドイツ連邦社会保険局 (BMAS) HPより作成

16

ここからは、リースター年金の現状を見ていきます。このグラフは、制度導入時からの契約件数の推移です。制度導入後、10年程度は順調に件数が伸びていましたが、近年は頭打ちの傾向となっています。特に、個人年金保険型と銀行預金型は、近年減少傾向です。

## 5. リースター年金の現状（2）

● 25歳以上45歳未満の年齢層の加入率が比較的高い。

・ また、子の人数に比例して助成金の額が増額することから、子の人数が多い方が加入率が高い。



出所：「Verbreitung der Altersvorsorge 2015」より作成

17

それから、どのような人が加入しているのか傾向を見ていきます。左のグラフは、年齢別の加入率を表しています。比較的若年層の方が加入していることがわかります。右のグラフは、子供の人数別の加入率を表しています。子供の人数に比例して助成金の額が増額することから、子の人数が多い方が加入率が高くなっています。どちらのグラフも、男性よりも女性の方が加入率が高い傾向にあります。

## 5. リースター年金の現状（3）

● 短時間労働者（男性）の加入率が低い。

・ また、低所得層（男性）の加入率が低い。



出所：「Verbreitung der Altersvorsorge 2015」より作成

18

別の視点から、加入率を見ていきます。左のグラフは、労働時間別の加入率を表しています。短時間労働者の男性の加入率が低く、女性の加入率が高いことがわかります。また、労働時間が長くなるにつれて男女差が小さくなっています。右のグラフは、月収別の加入率を表してい

ます。低所得層の男性の加入率が低く、女性の加入率が高いことがわかります。子供を授かった家庭において、男性はフルタイムで働き、女性が就業時間を削減して働いていることが背景にあると思われます。

## 5. リースター年金の現状（4）

- 制度発足直後の保証利回りは3.25%であったが、近年の低金利環境の影響を受けて2017年1月には0.9%まで引下げられている。

■ 保証利回りの推移



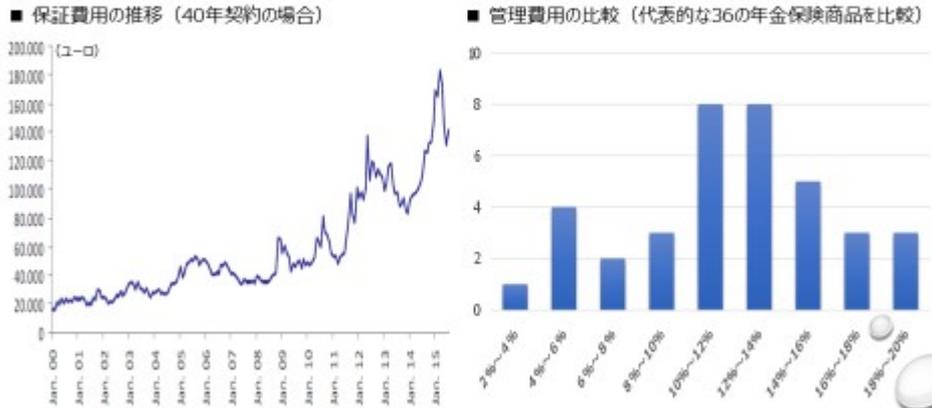
出所：「finanztip.de」HPより作成

19

リースター年金の大きな魅力として、「元本保証」があります。このグラフは、保証利回りの推移を表しています。制度導入当初、保証利回りは年 3.25%でしたが、次第に引下げられ2017年には、年 0.9%まで低下しています。また、保険料計算上の平均余命がかなり高く設定されているといわれており、これらにより年金購入者にとって魅力的な商品が少なくなっています。

## 5. リースター年金の現状（5）

- 近年の低金利環境の影響を受けて、保証費用が増加している。制度導入後15年で約7倍となった。
- 年金保険商品によって管理費用に大きく差があり、透明性が欠如していると言われている。



出所：Working Paper「15 Jahre Riester - eine Bilanz」より作成

20

また、商品自体の透明性が欠如していると指摘されています。左のグラフは、保証費用の推移を表しています。近年の低金利環境の影響を受けて、保証費用が増加し、制度導入後15年で約7倍となったことを表しています。また、年金保険商品によって管理費用に大きく差があり、透明性が欠如していると言われています。右のグラフは、ほとんど同様の商品設計がなされている商品を、管理費用別に集計したものです。もっとも低いもので、2~4%であるのに対し、20%近い管理費用がかかっている商品もあります。さらに契約変更や解約に非常に高いコストがかかることから、消費者がより有利な契約があると認識したとしても、契約を変更できないという悪循環に陥っています。

## 6. 2018年年金改革

- 2015年末時点で、月収1,500ユーロ未満の労働者の47%はリスター年金や他の企業年金に加入していなかった。このため、低所得者層のリスター年金加入を更に促進し、中小企業が企業年金を従業員に提供しやすくなるよう、連邦労働社会省及び連邦財務省による制度改革が行われた。
- 主には、助成金の引き上げ（154ユーロから175ユーロ）や、企業向けリスター補助金に関する変更がある。
- なお、住宅リスターについては、2018年1月1日以降に住宅を取得した世帯に対する支援制度「住宅子ども手当（WOHNKINDERGELD）」制度が導入された影響により、加入件数は伸び悩む可能性がある。※住宅リスターは2006年1月1日に廃止された「住宅取得給付金制度」の受け皿として期待されていたが、実際に住宅用に資金を引き出した利用者は多くないと言われている。

21

2015年末時点で、月収1,500ユーロ未満の労働者の47%はリスター年金や他の企業年金に加入していませんでした。このため、低所得者層のリスター年金加入を更に促進し、中小企業が企業年金を従業員に提供しやすくなるよう、連邦労働社会省及び連邦財務省による制度改革が行われることとなりました。主には、助成金の引き上げや、企業向けリスター補助金に関する変更が実施されました。また、これまで、企業年金はDB型や元本保証のあるDC型が主流でしたが、2018年から、元本保証のないDCを実施することが可能となっています。なお、住宅リスターについては、2018年1月1日以降に住宅を取得した世帯に対する支援制度「住宅子ども手当」制度が導入された影響により、加入件数は伸び悩む可能性があります。

## 7. 年金改革の動向

- 2018年5月、2025年以降の公的年金制度と私的年金制度の持続可能性の確保及び更なる発展に検討することを目的として、「信頼できる世代間契約に関する委員会」を設置した。
- 同委員会は、2020年3月に報告書（BERRICHT der kommission verlässlicher generationenvertrag）を公表。
- 私的年金制度について検討されることされた項目は以下のとおり。
  - 低所得者への支援（雇用者負担の引上げ）
  - 拠出限度額の引上げ
  - 手数料の低コスト化等
  - 標準的な年金保険商品の開発
  - リースター年金とリューリップ年金の統合

出所：「年金と経済2020.7号」等より筆者作成

22

さらに、2018年5月、2025年以降の公的年金制度と私的年金制度の持続可能性の確保及び更なる発展に検討することを目的として、「信頼できる世代間契約に関する委員会」を設置しました。同委員会は、2020年3月に報告書を公表し、私的年金制度について次の内容が検討されることされました。まずは、低所得者への支援、雇用者負担の引上げ。それから、拠出限度額の引上げ。それから、手数料の低コスト化等。それから、標準的な年金保険商品の開発。それから、リースター年金とリューリップ年金の統合が挙げられています。

## 8. 日本への示唆

- このようにリースター年金は手厚い補助が得られるため、全体としてある程度は普及しているが、かなりの配慮がなされている低所得者に対しては不十分な結果となっている。
- 日本において、低所得者対策として税制メリットの拡大や補助金の導入を検討する場合、慎重に行う必要がある。また、個人に対して任意の制度に加入してもらうことは、税制メリットの拡大や補助金の導入では思うように普及しない可能性がある。

23

このようにリースター年金は手厚い補助が得られるため、全体としてある程度は普及していますが、かなりの配慮がなされている低所得者に対しては不十分な結果と評価されています。

これはもともと、全員加入することを目指していたためです。日本において考えてみると、低所得者対策として税制メリットの拡大や補助金の導入を検討する場合、慎重に行う必要があります。また、個人に対して任意の制度に加入してもらうことは、税制メリットの拡大や補助金の導入では思うように普及しない可能性があることに留意が必要でしょう。

## 9. 私的年金普及の仕組み（自動穴埋め勘定）

■ 概要	
実施主体	・国民年金基金連合会
加入する者	・厚生年金保険の被保険者 ・加入を原則義務化（手続は事業主）
拠出	・給与天引き ・事業主が一括納付
拠金額	・一律定額
運用	・共同運用
給付	・年1回、一時金受取り/iDeCo移換を選択（選択しない場合は、自動移換） ・移換は使い残り限度まで。残額は繰越し。
中途引出し	・可能 ※iDeCo移換前まで。減額・ペナルティなし。
税制	拠出時：課税 移換時：小規模企業共済等掛金控除 運用時：特別法人税課税（課税中） 給付時：年金として受給：公的年金等控除 一時金として受給：退職所得控除

24

そこで私的年金普及のために、現行の iDeCo をベースにした1つの仕掛けを提案したものがこちらです。この仕掛けの対象者は厚生年金保険の被保険者とし、加入を原則義務化します。拠出は給与天引き、拠金額は一律定額、一人あたり月5,000円とし、事業主は毎月、加入者数×5,000円を、国民年金基金連合会に一括納付します。極力シンプルな設計にすることで、事業主側の事務負担軽減を図ります。給付は原則年1回、年末調整等のタイミングで、加入者が一時金で受け取るか、iDeCoに移換するかを選択するものとします。選択しない場合は、自動的にiDeCoに移換する。ただし、iDeCoの拠出限度額を超過する分は翌年度へ繰り越しが可能です。自動的に使い残り枠を埋めるという仕組みが特徴であるため、この仕掛けを「自動穴埋め勘定」と呼ぶことにしました。また、中途引出しをiDeCo移換前までは、減額なしで引出し可能とする。これによって、加入者は、給与から天引きされるものの、自ら選択すれば給付を受けることが出来ることから、一種のオプトアウトを提供しています。国民年金基金連合会は、納付された拠金を運用します。足元の市場環境では厳しいかもしれませんが、得られた運用益の一部を、加入者の拠金額に上乗せすることや、事務費の補助として主に中小企業の事業主に還元すること等を想定しています。iDeCoへ移換する場合、通常のiDeCoと同様に税制メリットがあります。つまり、移換時は小規模企業共済等掛金控除、運用時は特別法人税課税、給付時は年金の場合は公的年金等控除、一時金の場合は退職所得控除となります。加入者は年1回の選択時に、小規模企業共済等掛金控除によるメリットを確認することができ、この節税メリットを加入者に訴求することで、iDeCo移換者を一定程度見込めると考えられます。5,000円×12ヶ月分、つまり6万円を受け取るか、将来に向けて貯蓄し節税するか、どちらかを選択す

ることとなるが、通知文書等を工夫し上手く誘導することができるのではないかと考えています。なお、加入を原則義務化としていますが、例えば既に DB 制度や企業型 DC 制度を実施している場合は免除するといった案も考えられます。社会全体が同一の仕組みを活用することを通して、社会全体で自助努力の意識が高まることを期待できるのではと思います。

## 9 (2) . 年金受取り普及の仕組み (取り崩しNISA)

■ 概要	
利用対象者	・日本在住の50歳以上 ・ただし、一般NISA、つみたてNISA、取り崩しNISAのいずれか1つを選択して利用可能
非課税対象	・一般の投資信託への投資から得られる分配金や譲渡益
口座開設可能数	・1人1口座
非課税投資枠	・最大1,600万円 ・ただし、毎年80万円まで取り崩し可能
非課税期間	・最長20年間
投資対象商品	高年齢期の取り崩しに適した一定の投資信託 ○例えば公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの ・販売手数料はゼロ（ノーロード） ・信託報酬は一定水準以下に限定 ・顧客一人ひとりに対して、過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること ・信託契約期間が無期または20年以上であること ・分配頻度が毎月でないこと ・ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと

25

それから、これは年金受取りを促進するような仕組みの提案です。退職所得控除が見直されれば、一時金選択を回避する動きがみられるかもしれませんが、現行法制を所与とすれば、まずは TEE 型の仕組みで年金受け取りが進むような仕組みが必要と考えます。ここでは、つみたて NISA を参考に取り崩し NISA というものを検討してみました。利用対象者は、つみたて NISA は 20 歳以上ですが、いったん 50 歳以上としています。非課税対象は、つみたて NISA と同じとし、口座の併用は不可。非課税投資枠の 1600 万円、年間 80 万円、期間 20 年は仮置きです。毎年の取り崩し限度額を設けることで、運用益を非課税とする取り扱いとします。主には、退職一時金を活用することをイメージしています。こういった仕組みによって、年金受け取りの選択肢を増やしていくことが重要だと思います。



ご清聴ありがとうございました

本発表は発表者個人の意見・見解であり所属団体とは一切関係ありません。

26

私の発表は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

進行役 日下部さん、どうもありがとうございました。後半は、オーストラリアのスーパーアニュエーションについて、菅谷さん、よろしくお願いいたします。

日本アクチュアリー会年次大会資料

## オーストラリア連邦・Superannuationからの示唆

---

2020年11月6日

三菱UFJ信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部  
上席研究員 菅谷和宏

三菱UFJ信託銀行



菅谷 皆さん、こんにちは。三菱UFJ信託銀行の菅谷でございます。私の方でございますけれども、オーストラリアのスーパーアニュエーションという、よく耳にする単語かと思えます。新聞記事にもよく出て、企業年金、私的年金の成功事例としてよくご紹介があるとは思いますが、気をつけなければいけないことは、各国によって、公的年金と私的年金の関係が全く違うということです。スーパーアニュエーションをそのまま日本に入れようとしても、多分、う

まくいかないのではないかとという気もしています。ただ、その中から、このようなポイントであれば日本に入れてもいいのではないかとこのところを、少しお話しできればと思っております。

前半は、スーパーアニュエーションがどのような経緯で、どのような仕組みで、どのような目的で入ったのかをご説明したうえで、世界の私的年金は、さまざまございますので、スーパーアニュエーションを含めて、世界の私的年金の動向をお話ししながら、オーストラリアのスーパーアニュエーションの位置づけや、先ほど日下部さんからお話のあったドイツのリースターの位置づけです。なぜ今、スーパーアニュエーションの資産残高が、どんどん増えているのか。このようなことも最後に少しお話ししたうえで、日本への示唆になればと思っております。

### 1-(1) オーストラリア連邦の年金制度

人口構造等					
<ul style="list-style-type: none"> <li>面積は日本の約20倍(769万2,024km<sup>2</sup>)、人口は日本の約2割の約2,499万人(2018年6月)</li> <li>名目GDPは1.3兆USドル(1.8兆豪ドル)(2018年)で世界第14位、実質GDP成長率は2.9%(2018年)</li> <li>平均寿命は、男性は81.0歳(世界第3位)、女性は84.8歳(世界第8位)<sup>※1</sup>、合計特殊出生率は1.8<sup>※1</sup></li> <li>人口は2014年をピークに減少に転じ、高齢化率は15.9%(2019年)</li> </ul>	※1「World Health Statistics 2018(世界保健統計 2018)」				
社会保障制度					
<ul style="list-style-type: none"> <li>1901年1月1日に、6つの植民地が連合し、イギリス自治領として連邦を形成し、イギリスから事実上独立</li> <li>イギリスの自治領として発展してきた経緯からイギリス型の社会保障制度を踏襲、1908年に「老齢年金・障害年金」に関する公的年金を創設(65歳以上の男性、60歳以上の女性に対する所得補償を目的とし、<b>租税を財源、保険料無</b>)</li> <li>しかし、イギリスと同様に財政負担増加懸念から、1969年に「<b>資力調査(means test)=①所得調査(Income Test)※2</b>」<b>と②資産調査(Asset Test)※3</b>を導入、<b>所得と資産が一定以上の場合、老齢年金が減額または支給停止される</b></li> <li>※2 夫婦世帯で、2週間あたり308豪ドル(約23,000円)超で年金額が減額開始、3,122.00豪ドル(約233,000円)以上で年金支給停止</li> <li>※3 夫婦世帯の自宅保有で、2週間あたり9394.500豪ドル(約2,940万円)超で年金額が減額(=「資産時価-左記基準額」×3/1,000)自宅の家・土地は含まれず、金融資産(預貯金、株、信託財産、生命保険等)、自動車、別荘、コレクション等含む)</li> <li>公的年金の支給開始年齢は、現在65.5歳であるが段階的に67歳に引き上げ中(2017年から2年に6カ月ずつ引き上げ、2023年には67歳支給開始となる予定)</li> <li>公的年金の給付水準は、単身者で<b>平均年金の27.7%と生活に必要な最低限度に抑えられている</b></li> <li>そのため、<b>公的年金と企業が拠出する私的年金による「Twin Pillar政策」を実施</b></li> </ul>					
(ご参考)公的年金の老齢年金額 <sup>※4</sup> (2019年7月1日現在)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎額・単身世帯(2週間あたり)</th> <th>基礎額・夫婦世帯(2週間あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>933.40豪ドル(約69,500円)</td> <td>(1人あたり)703.50豪ドル(約52,400円) (夫婦合算)1,407.00豪ドル(約104,800円)</td> </tr> </tbody> </table>	基礎額・単身世帯(2週間あたり)	基礎額・夫婦世帯(2週間あたり)	933.40豪ドル(約69,500円)	(1人あたり)703.50豪ドル(約52,400円) (夫婦合算)1,407.00豪ドル(約104,800円)
基礎額・単身世帯(2週間あたり)	基礎額・夫婦世帯(2週間あたり)				
933.40豪ドル(約69,500円)	(1人あたり)703.50豪ドル(約52,400円) (夫婦合算)1,407.00豪ドル(約104,800円)				
※4 老齢年金額は、「年金基礎額」に「付加額」(燃料補助)を加えた金額	1豪ドル=74.5円、1USドル=105円、1USドル=1.4豪ドル(2020.10.27)				

三菱UFJ信託銀行

1



各国の私的年金を理解するためには、その国の社会保障制度がどのようなになっているのか、それから、人口動態がどうなのかということが、非常に関係してくると思います。まずオーストラリアは、オーストラリア連邦ですね、正式に言うと。どのような国かということを書かせていただいております。面積は、日本の約20倍もあります。ただ、人口は、日本の約2割という国です。ただ、人口は2割なのですが、後半でお話ししますけれども、スーパーアニュエーションの資産残高は、日本のDB、DCの残高を抜いています。スーパーアニュエーションの歴史は、まだ浅いです。日本の企業年金、適年ができた1962年の30年後の1992年に初めてできているのですけれども、もう既に、日本の企業年金の資産残高を抜き去っています。なぜなのかという疑問が湧いてくるかと思えます。しかも、人口は少ないです。

それから、名目GDPです。こちらは1.8兆豪ドルということで、世界14位ですが、実はオーストラリアのGDP、経済成長率は、18年に2.9%。日本が黒田バズーカ等を含めて2%を目標にしていますけれども、なかなか行かないという中で、オーストラリアの経済は非常に良好です。それを支えているものが、スーパーアニュエーションの資産ともいわれています。経済にスーパーアニュエーションの掛金が流れ込んでいる。それによって、投資信託、株価を押し上げている。このような流れになっているということです。

もう一つ大事なものは、人口動態です。オーストラリアの平均寿命は、男性 81 歳、女性 84 歳ですから、日本と男性はほぼ一緒で、女性は日本の方が若干高いということかと思えます。出生率は 1.8 で、日本よりも高いです。前政権の安倍さんが出生率 1.8 を目指すと言っていますけれども、今、かなり低いですね。日本の出生率は 1.26。なかなかここまでは、日本は行かないだろうと思っています。ただ、オーストラリアでも、人口は 2010 年をピークに減少に転じている。日本は、2008 年の 1 億 2,800 万人をピークに、どんどん減っていています。ただ、高齢化率で見ただけだと、オーストラリアは 15.9%と低いです。日本に比べて非常に低いと思えます。

このような背景を頭に入れていただきながら、次は、社会保障制度がどのようになっているかの説明です。まず、公的年金との関係です。オーストラリアは、元々イギリスの自治領として発展していますので、イギリス型の社会保障制度を踏襲しています。ただ、イギリスでも、財政負担の懸念から、私的年金で公的年金を置き換えていくという、サッチャー政権時代の社会保障政策の転換がありました。オーストラリアも同じように、1969 年ですが、公的年金に対して、資力調査。よく「ミーンズテスト」と言っています。日本にはありません。日本では、どれだけ所得が高くても、公的年金がもらえます。このような資力調査を、オーストラリアでは入れたということです。このミーンズテストには二つあって、ひとつは「インカムテスト」、いわゆる所得の制限。もう一つは、資産額の調査、「アセットテスト」です。資産額をどれだけ持っているか。これによって公的年金が、一部支給停止、もしくは全て支給停止。このような国は、他にもまだあります。ただ、日本は入っていないということですね。

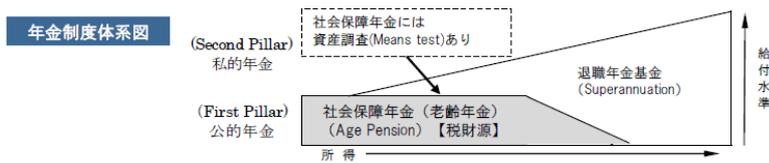
そして、その下ですけれども、公的年金の支給開始年齢です。オーストラリアは、67 歳に引き上げを行っております。日本は、まだ 65 歳のままです。高齢化率が高い日本は、まだ 65 歳である。世界的に、先ほどのドイツもそうですけれども、アメリカやイギリスなど、67 歳支給開始というのが世界の潮流です。

オーストラリアのもう一つの公的年金の特徴は、非常に公的年金の水準が低いということです。単身者で、平均賃金の 27.7%。必要最低限という形になっています。ですから、オーストラリアでは、それを補うための私的年金、スーパーアニュエーションが、非常に成長しているということが言えると思えます。

## 1- (2) Superannuationの創設経緯

### Superannuationの創設経緯

- 労働者賃金は、個別労働事件に関する労働条件裁定が同一産業に適用される仕組み「仲裁裁定制度」が採用
- 労働者の最低賃金は高い水準で設定、労働組合では賃金の引上げを最優先とする労使交渉を実施
- インフレと失業率が高まる中、労働組合からの賃上げ要求に対して、賃上げの代わりに従業員の退職年金として拠出する代替策として、1984年に建設産業労働組合基金が初めて創設
- 政府は公的年金の財政負担を抑えるため、企業の賃金を利用した退職年金制度の全産業への拡大を実施
  - ・1992年に「スーパーアニュエーション保証法 (Superannuation Guarantee (Administration) Act 1992,SG法)」および
  - ・1993年に「スーパーアニュエーション産業監督法 (Superannuation Industry (Supervision) Act 1993,SIS法)」制定
- 6%の賃上げ要請に対して、2%の賃上げと3%の従業員退職年金への拠出、そして1%分を政府が減税、全ての被用者(パートタイム労働者や公務員を含む)を対象に、「退職年金基金制度 (Superannuation)」へ拠出を義務付け
- 必要な拠出をしなかった場合の罰則規定を設け、不足分の拠出とそれに係る金利および罰金が科せられる
- 「Superannuation」は、1980年代の物価上昇を背景に労働組合からの賃金引き上げ要求への代替策として取り入れられた雇用政策である



三菱UFJ信託銀行

2

MUFG

では、次のページに入りますが、なぜスーパーアニュエーションが入ったのかという経緯を、お話ししていきます。オーストラリアは、日本に比べて、労働条件が非常に厳しくなっています。例えば、一つの裁判事例が採用された場合には、全ての同一の産業に適用されるという労働条件になっています。ですから、労働者の賃金が、非常に強く確保されているということです。その中で、オーストラリアもインフラがどんどん進んでいって、当然、労働組合から、過去に日本でもあったような賃上げ要求がどんどん進んできた。その中で、賃上げを企業年金で代替するという施策が行われた。それが、スーパーアニュエーションの発足の経緯です。賃金を上げる代わりに、退職給付制度に企業が拠出して、将来の従業員のために年金として支給する。このような制度を作ったということです。

先ほど公的年金を少しお話ししたところですが、オーストラリアの公的年金は、実は全て税財源で賄われている。日本のように保険料負担がないのです。全て税財源のみという形になっています。一方、このスーパーアニュエーションは、企業の保険料、拠出で、基本的に賄うことになっています。スーパーアニュエーションは、1992年、93年の法律によって制定された制度で、割と新しいと思います。当時は、6%の賃上げに対して2%だけ賃上げをして、3%分を、スーパーアニュエーションとして従業員に拠出してくださいという合意ができたということになっています。

さらに、このスーパーアニュエーションが、今、発展している理由です。当然、加入義務があるという、義務的な拠出ではあるのですが、それを拠出しなかった場合の罰則規定があるということです。拠出しなかった企業に対しては、その不足分、さらに金利が罰金として法令上、定められて、課せられる。ゆえに、各企業の拠出が盛んに行われているということだと思います。1980年代の賃上げ要求に対して、スーパーアニュエーションの拠出を行うようになり、その後もどんどん増えていっているということが言えると思います。下の図の方に、公的年金とスーパーアニュエーションの体系図を示しています。公的年金では、一定の所得があると、支給停止になってしまうという形になっています。

## 1- (3) Superannuationの加入対象者と拠出率

Superannuationの加入対象
<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 18歳以上で月収450豪ドル(約33,500円)以上、および18歳未満で月収450豪ドル以上かつ労働時間が週30時間以上の被用者が強制適用となる (正規社員のみならず短時間労働者(パートタイム労働者)や不定期労働者、ベビーシッターなどの家事労働者、外国人労働者などで一時的にオーストラリアに居住する労働者も含めて加入義務があり、自営業者や無職者等も任意で加入することが可能)</li><li>➢ 企業は被用者賃金の9.5%の拠出が義務化(2013年7月に9.0%から9.25%に引き上げ、2014年7月以降9.5%に引き上げ)</li><li>➢ なお、拠出率は2021年に10%に引き上げ、その後は毎年0.5%ずつ引き上げ、<b>2025年7月1日以降は12%となる</b> (賃金には手当、賞与などが含まれるが、超過勤務手当は含まれない、年収130,960豪ドルを超える金額は、企業の拠出義務なし)</li><li>➢ 拠出は75歳まで可能(1997年に70歳まで、2002年に75歳まで引き上げられた)</li></ul>
Superannuationの拠出と税制
<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 企業拠出は損金参入(上限額は年間5万豪ドル(約373万円)まで(2007年改正)、上限額を超える掛金の拠出も可能)</li><li>➢ 企業が拠出した段階で個人に対して個人所得税が課税されるが、軽減税率が適用され、年間2.5万豪ドル(約186万円)まで<b>税率は15%が適用</b>(平均的な所得税率37.5%程度と比べて優遇)。これを超えて拠出した場合は、通常の個人所得税率により課税(居住者は年間の課税所得が18,200豪ドル(約136万円)以下の場合は0%、それ以上は累進課税で、課税所得によって19%、32.5%、37%、45%(最高税率))</li><li>➢ 2018年7月以降、個人所得税の軽減税率が適用される拠出限度額の未使用枠について5年間繰り越しが可能</li><li>➢ 従業員は拠出義務はないが、年間15万豪ドル(約1,118万円)を上限に任意で拠出が可能</li><li>➢ 政府は、低~中所得者に対して拠出奨励策としての助成措置有(年間最大500豪ドル(約37,300円)まで)<ul style="list-style-type: none"><li>-中所得者向け助成: 年収53,564豪ドル(約399万円)未満の者に対して、従業員掛金の50%を国から拠出</li><li>-低所得者向け助成: 年収37,000豪ドル(約276万円)未満の者に対して、「専業主掛金+従業員掛金」の15%を国から拠出</li></ul></li><li>➢ 運用時は<b>15%の軽減税率が適用</b>(金利収入、配当金収入は所得に合算されて総合課税、キャピタルゲインは、保有期間12カ月未満の場合は利益全額、12カ月以上の場合には利益の50%が総合課税となる)</li></ul>

三菱UFJ信託銀行

3



では、次のページに移りたいと思います。スーパーアニュエーションの加入対象は、18歳以上。そして、月収450豪ドル。これは、日本円にして約3万3,500円です。または、18歳未満、月収450豪ドル以上、週30時間働く方は、強制適用ということになっています。一部、正社員以外の方も含めて、加入する義務があるということです。例えば、日本人がオーストラリアに行って働く場合も、外国人労働者に対しても加入義務がある制度です。

当時、3%の拠出で入ったものが、徐々に引き上げられて、現在は9.5%の拠出が義務化になっています。さらに将来的には、2025年ですけれども、12%まで徐々に引き上がっていくこととなります。全て企業の拠出分です。さらに、この拠出は、75歳まで可能となっています。最初は65歳だったのですけれども、70歳になって、さらに75歳に引き上がっている。日本の企業型DCは、今回の2020年の改正法でようやく厚生年金被保険者であれば70歳まで加入可能に引き上がったのですけれども、スーパーアニュエーションはさらに先を行って、75歳まで加入できるという制度です。

スーパーアニュエーションの特徴は、拠出と税制にあります。冒頭で、本日お話しするリースターとスーパーアニュエーションの特徴的なところで、政府の助成があるという話があったと思います。税制上の優遇措置があるという制度です。まず、企業の拠出は、損金算入が可能です。そして、企業が従業員のために拠出したものは、個人所得として課税されます。先ほど、リースターはEETという話があったと思います。スーパーアニュエーションは、TTE型です。拠出に対して個人所得として課税される。ただし、その所得税率が低いということです。税率15%と書いてあります。一般的にオーストラリアの所得税は、日本に比べて非常に高いです。19%から始まって、32.5、37、45%と、非常に高い税制が適用される。例えばオーストラリアでは、689万円ほどの所得がある人は、所得税が32.5%になります。日本で言うと23%ですから、10%以上高い個人の所得税率が課せられている。それに対してスーパーアニュエーションの拠出は、15%という低い税率が適用されている。ただし、課税されているという形です。

もう一つ、従業員の拠出はどうでしょう。従業員も拠出できます。マッチング拠出は可能です。これが、年間15万豪ドル。約1,000万円ですね。日本の企業型DCの拠出限度額は、非常

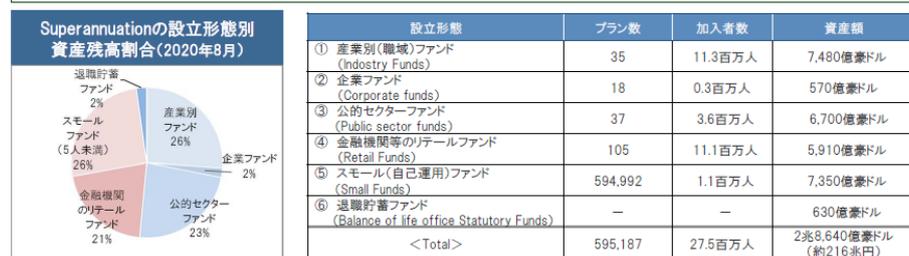
に低いです。それに比べて、非常に高いマッチングの拠出枠がある。これが非常に伸びています。オーストラリアは、日本の個人年金のような iDeCo がないので、スーパーアニュエーションを利用して、本人が拠出していくという形になっています。そして、税制優遇がある。

ただ、この税制優遇は、全員に対してあるわけではないということです。日本ですと、特に所得に関係なく、拠出限度額までは拠出が可能という形で税制優遇があるのですが、オーストラリアでは、公的年金もそうですが、所得が高い人は税制優遇がない。このスーパーアニュエーションについても、しかりです。低・中所得者に対しての拠出奨励策であるということです。ですから、政府の財政負担が、公的年金にしろ、スーパーアニュエーションにしろ、低いと言えると思います。ただ、オーストラリアでは本当に必要な人に対しては、政府の助成が行われているということになります。

どのような奨励策かという、年収が大体 400 万円未満の中所得者向けには、従業員掛金の 50% を国から拠出する。年収が 276 万円未満の低所得者向けの場合については、事業主掛金と従業員掛金の 15% を国から拠出する。このような助成があります。それから、運用時も課税されるのですが、日本のように運用益非課税ではなくて、15% の軽減税率という形になっています。オーストラリアは、配当収入や所得は 50% ぐらい課税されるので、それに比べると、かなり軽減税率が適用されていると思います。このような税制優遇に、スーパーアニュエーションの特徴があります。

#### 1- (4) Superannuationの資産運用と支給開始年齢

Superannuationの支給形態	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 支給開始年齢は、65歳に到達した場合(就労している場合も含む)<sup>※1</sup>、または退職して受給可能年齢(Preservation Age)(生年月日に応じて55歳~60歳に引き上げ、1964年7月1日以降生まれは60歳支給)に到達した場合に非課税で受給可能</li> <li>※1 2005年には働きながら受給ができるように「在職年齢年金制度(transition to retirement Pension)」が創設</li> <li>➢ 中途引き出しが可能な場合として、「経済的困窮」、「医学的治療を要する場合」、「一時的または恒常的な障害」、「死亡時」に引き出し可能(それぞれ事由毎に引き出し可能額が設定)</li> <li>➢ 外国人労働者で完全帰国する場合は60歳以前でも受給可能だが、引き出し額に対して課税(本人拠出分は非課税)</li> <li>➢ 給付は一時金または年金で受給を選択、年金で受け取る場合は、終身年金、有期年金、平均余命年金(Account based Pension)<sup>※1</sup>、配分年金(Allocated based Pension)<sup>※2</sup>の方式から選択可能。</li> <li>※1 平均余命年金は、受給開始時の年齢から余命を算出し、平均余命までの受給を行う</li> <li>※2 配分年金とは、あらかじめ毎年引き出す最低額と上限額が決められおり、この範囲内で年金を受け取る</li> </ul>	



三菱UFJ信託銀行

4



それでは次に、支給形態について解説します。支給開始年齢は、65歳に到達した場合、または一定年齢に到達した場合です。生年月日に応じて、受給可能年齢になった場合という形になっています。そして、中途引き出しが可能です。日本の企業型 DC は、ほとんど中途引き出しができないという条件ですが、スーパーアニュエーションでは、経済的困窮や治療などの場合に、引き出しが可能です。また、外国人労働者に加入する義務があるというお話をしたのですが、完全に帰国する場合については、60歳前でも受給が可能になります。ただ、引き出しの際に課税されてしまうこととなります。給付は、年金または一時金で受給で

きるという形になります。

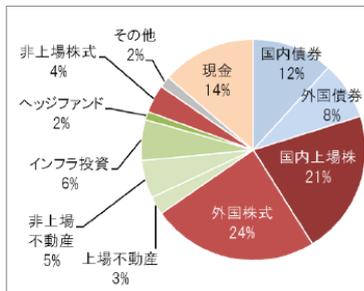
また、スーパーアニュエーションは、実はいろいろな設立形態がありまして、今のところ6パターンあります。産業別のファンドや、日本のDBのように個々に企業が作る企業別ファンド。そして、公的セクターのファンドや、金融機関が設立しているリテールのファンド、スモールファンド、退職貯蓄ファンドなどがあります。産業別ファンドの加入者がやはり一番多くて、企業別は、母体企業が個別に作っている感じです。あとは、金融機関が作っているリテールファンドに入るということになります。

### 1-(5) Superannuationの資産運用

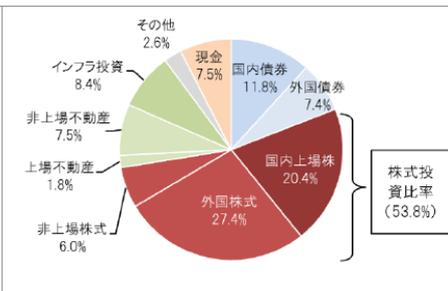
#### Superannuationの資産運用

- 資産運用は個人がファンドを選択し、その運用会社が提供する金融商品(主に投資信託)の中から加入者が選択する
- 投資適格規制によるデフォルトファンドが設定されている  
(内外株式・債権、不動産等に分散投資するバランス型投資信託が一般的)

投資商品別の資産残高割合(2020年8月)



デフォルトファンドの資産構成割合(2020年8月)



出所: ASFA「Superannuation Statistics」August 2020より筆者作成

次のページです。では、資産運用はどのようにするのかということ、個人が産業別ファンドに入るか、企業別ファンドに入るか、もしくはリテールファンドに入るか、自分で選択できる。その中から日本のDCと同じように、自分で商品を選んでいくという形になります。特徴的なところは、適格規制によるデフォルトファンドが設定されていることです。このデフォルトファンドは、バランス型やターゲットイヤー型が主流になっているという形です。スーパーアニュエーションの投資状況は、債券が少なく、ほとんど株への投資です。株式が非常に大きな比率を占めていることが、見て取っていただければと思います。これは、デフォルトファンドでも同じです。株式の比率が、日本に比べて非常に高いです。これが、オーストラリアの経済成長を支えている一要因にもなっています。

## 1- (6) Superannuationと日本の企業型DCとの比較

	<オーストラリア連邦> Superannuation	<日本> 企業型DC
(1)根拠法	スーパーアニュエーション保証(管理)法(SG法)	確定拠出年金法
(2)設立	1993年	2001年
(3)加入	<b>強制適用</b> (18歳以上70歳未満で月収450豪ドル(約33,500円)以上、労働時間が週30時間以上の被用者)	<b>企業が任意で実施</b> (一定の加入要件を規約で定めることも可。但し、代替措置が必要)
(3)拠出	企業拠出9.5% (2025年までに段階的に12%まで引き上げ) (従業員は任意で拠出可)	企業が拠出限度額以内で拠出 (規約に定めれば従業員拠出も可)
(4)拠出限度額	個人拠出は年間2万5千豪ドル(約186万円)まで所得税15%に軽減	<DBを実施していない場合> 年間66万円(個人型DCの加入を認める場合は年間42万円) <DBを実施している場合> 年間33万円(個人型DCの加入を認める場合は年間18.6万円)
(5)運用リスク	加入者	加入者
(6)税制	①拠出時 企業拠出は年間5万豪ドル(約373万円)まで損金参入 【T】個人の所得として課税(15%の軽減税率)	企業拠出は全額損金算入 【E】非課税(全額所得控除)
	②運用時 【T】課税(15%の軽減税率)	【E】運用益非課税(特別法人税課税は課税停止中)
	③給付時 【E】非課税	【T】課税(公的年金等控除、退職所得控除あり)
(7)支給開始	65歳または退職して受給可能年齢(生年月日に応じて55歳~60歳)に達した時	60歳
(8)中途引き出し	経済的困難、医学的治療を要する、一時的または恒常的な障害、死亡、外国人労働者が完全帰国する場合等において引き出しが可能(但し課税)	不可(但し、国民年金保険料免除者で通算拠出期間が3年以下又は資産額が50万円以下などの要件に該当する場合は引き出し可能※1) ※1 2020年DC法改正前での引き出し要件

三菱UFJ信託銀行

6



次のページでは、日本の企業型DCと比較させていただいています。スーパーアニュエーションは、強制加入適用だということが特徴です。そして、企業拠出がメインである。ただし、マッチングもできます。マッチングも、非常に大きな拠出限度額で拠出できるということです。比較のポイントは、税制かと思えます。スーパーアニュエーションは拠出時課税です。TTE型の制度です。これに対して、日本の企業型DCはEET型。先ほど説明があったリースターもEET型の制度です。また、スーパーアニュエーションは中途引き出しが可能である制度で、非常に使い勝手がいいということです。何かあれば、中途引き出しができる制度である。

## 2. 諸外国の私的年金からの示唆

三菱UFJ信託銀行

7

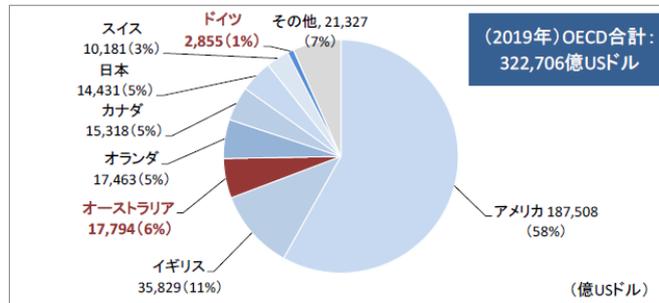


## 2-(1) 私的年金の資産残高

- OECD加盟35カ国の私的年金(年金基金)資産規模は合計32.3兆USD(約3,390兆円)
- アメリカが18.8兆USDと一番大きくOECD加盟国の資産全体の約58%を占める
- **オーストラリアは、第3位で1.8兆USD(約190兆円)(6%)**
- **ドイツは、第8位で0.3兆USD(約30兆円)(1%)**
- 日本は第5位で1.4兆USD(約150兆円)で、上位8カ国でOECD全体資産の9割超を占める

EUの私的年金の資産規模

1USD=105円、2020.10.27現在



出所: OECD「Pension Funds in Figures」June 2020より筆者作成

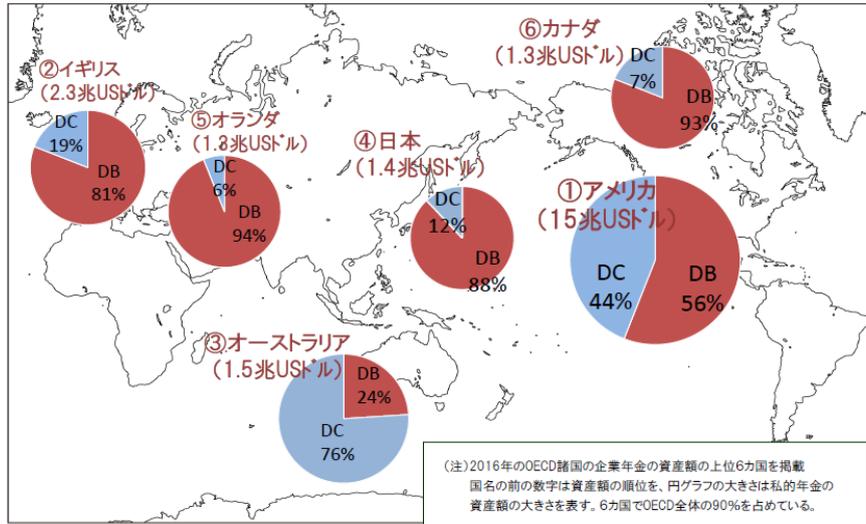
三菱UFJ信託銀行

8

MUFG

以上、スーパーアニュエーションの解説をしてきましたけれども、ここからは、世界に少し目を移してお話ししたいと思います。これは、OECD が発表している、私的年金の資産残高です。赤い所がオーストラリアでスーパーアニュエーションの資産残高です。アメリカはやはり資産規模が多くて、OECD 全体の 58%を占めていますけれども、2 番目がイギリス。その次が順に、オーストラリア、オランダ、カナダ。日本はその次です。ですから、日本では DB や DC がありますけれども、歴史の浅いオーストラリアのスーパーアニュエーション、1992 年にできたものが、もう日本の企業年金の DB や DC の資産残高を抜いている。日本は税制適格年金が 1962 年ですから、その 30 年後にできたスーパーアニュエーションに、既に残高ベースで抜かれてしまっているという形になります。さらに今後、スーパーアニュエーションの拠出率が、現在の 9.5%から 12%まで徐々に上がりますから、今の資産残高からどんどん増えていくことが予想されています。これが一つ、オーストラリアのスーパーアニュエーションが成功事例として挙げられている要因かと思います。

## 2-(2) DBとDCの資産割合（資産規模上位6カ国）



出所:OECD「Pension Funds in Focus 2017」Figure 5 より個人年金を除いて再集計して筆者作成

三菱UFJ信託銀行

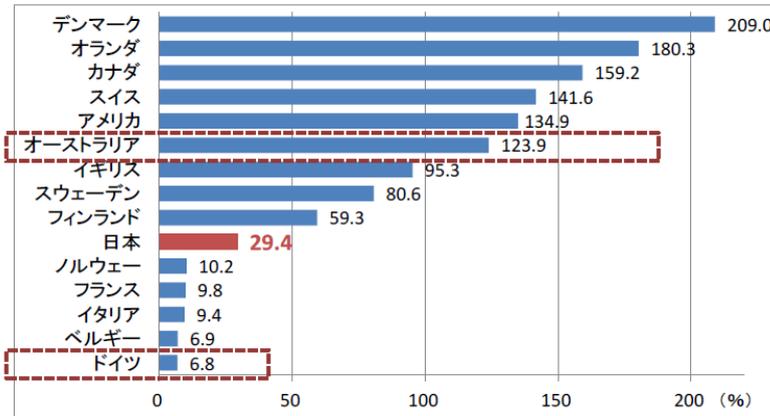
9



次のページです。OECD の私的年金残高の上位 6 カ国を世界地図に示しました。この円の大きさが、実際の資産残高の大きさを示しています。1 位はアメリカです。そして、DB と DC の資産残高を赤と青で示しています。「アメリカって、こんなに DB が多かったっけ」とか、「イギリスって DB 多かったんだっけ」と思うと思います。DB はアメリカでもイギリスでも大体凍結されて、DC に移行していますけれども、アメリカやイギリスでは、日本の DC のように、過去分の移行ができないのです。ですから、残高ベースでは DB がまだ残っています。その凍結している DB の負債を企業からどうやって切り離すか。これが、いわゆる「年金バイアウト」の手法なのですが、まだまだ残高ベースで見ると DB が多いという状況です。この中で唯一オーストラリアは、DC の資産残高が多いのです。これが、スーパーアニュエーションの残高で DC の資産残高が伸びています。

## 2- (3) 私的年金の資産残高の対GDP比

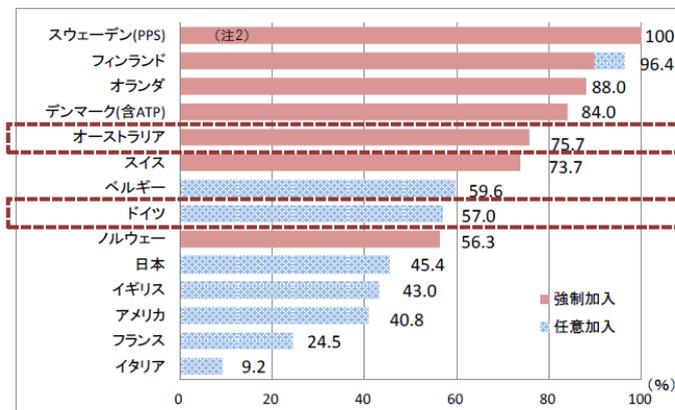
- 私的年金の資産残高を対GDP比で見ると、デンマークが一番大きく209.0%、日本は29.4%
- オーストラリアは、123.9% (私的年金の資産残高は2040年には、10.5兆豪ドル(7.5兆USD)まで拡大予測)
- ドイツは、6.8%



出所: OECD「Pension Market in focus 2017」より弊社作成

## 2- (4) 企業年金の適用率

- 企業年金の適用率(15~64歳労働人口に対する適用率)をみると、強制加入の国の適用率が高い
- オーストラリアの適用率は75.7%、ドイツの適用率は57.0%
- 日本の適用率は45.4%



(注2)スウェーデン(PPS)は、強制加入のDC制度(保険料2.5%)

出所: OECD「Pensions at a Glance 2017」より筆者作成

あと二つほど、グラフをお示しします。一つは、私的年金残高の対GDPのグラフで、オーストラリアは点線で囲んだところですが、GDP比が123.9%です。日本は29.4%。ドイツは、やはり私的年金が低いので、6.8%という形になっています。もう一つのグラフは、私的年金の適用率です。オーストラリアは、スーパーアニュエーションは加入する義務がある私的年金ですので、やはり75.7%と高い適用率です。上の方は、スウェーデンにしろ、フィンランドにしろ、オランダ、デンマークもそうですけれども、私的年金が義務的加入とされている国です。当然、適用率が高くなっています。任意の制度であるドイツを含めて、日本やアメリカ、イギリスは、やはり適用率が低い状況です。赤い色は強制加入の国で、青い色の所は任意加入の国になっています。日本で企業年金適用率が社会保障審議会でも示されていますけれども、今、4割を切っていますので、いかに適用率を上げていくかという一つの解決策は、強制

加入という施策があるかと思います。

## 2- (5) 諸外国の私的年金からの示唆(まとめ)

国	高齢化率 公的年金支給開始年齢	制度	目的	税制・助成	日本への示唆
ドイツ	21.2% (2015年) 67歳 (2029年以降)	リースター年金	公的年金の給付水準引下げを補完するものとして2002年に被用者向けに設立	EET、任意加入 所得により所得控除または補助金支給 子供の人数による加算有り	・政府助成あり(所得控除または直接助成) ・子ども手当加算あり
オーストラリア	15.9% (2018年) 67歳 (2023年以降)	Superannuation	・18歳以上で月収450豪ドル(約33,500円)以上および18歳未満で月収450豪ドル以上かつ労働時間が週30時間以上の被用者が強制適用 ・拠出率を法律で引き上げ	TTE(軽減税率適用)	・一定要件で強制加入 ・低～中所得者層への政府助成あり ・投資適格規制によるデフォルトファンド利用

三菱UFJ信託銀行

12



最後にまとめです。前半、日下部さんにお話しいただいたドイツのリースター年金と、オーストラリアのスーパーアニュエーションをまとめています。目的は、同じく公的年金を補完することかと思いますが、税制は、リースターが EET 型、オーストラリアのスーパーアニュエーションは TTE 型という大きな違いはあるものの、日本への示唆としては、同じく政府の助成があるということです。特にリースター年金は、子供手当を含めた助成がある。また、リースターにつきましては、その所得に応じて、直接口座に低所得者向けに助成するのか、所得控除をするのか決められるという特徴があります。スーパーアニュエーションについては、低・中所得者層に対して政府の助成措置がある。

もう一つは、やはりデフォルトファンドの設定方法も大きいと思います。2016 年の日本の DC 法の改正時にデフォルトファンド規定が入りましたが、結局は元本確保型が残ってしまっている。これは、米国の私的年金もそうですが、いわゆる元本確保型を外して、投資信託ですね。ターゲットイヤー型やバランス型でないとデフォルトファンドに認めないということが、今、世界の潮流になっていると思います。このあたりも含めて、日本への示唆になるかと思いますが、以上、私からのご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
  - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
  - 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
  - 本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部  
リサーチグループ 上席調査役 菅谷和宏  
03-6747-0414  
(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))

三菱UFJ信託銀行



進行役 菅谷様、どうもありがとうございました。非常に有益なお話を、お二方、どうもありがとうございました。聴講している皆さんも、非常に参考になったのではないかと思います。それでは、質問も特になさそうですので、本セッションを終了いたします。聴講している皆さんには、大会委員会より事務連絡がございますので、そのまましばらくお待ちください。どうもありがとうございました。